

## 雇用調整助成金による「就労意欲低下」への対応

### はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で大きく拡充された雇用調整助成金により、失業率は諸外国に比べ低く維持されている一方で、働かずとも賃金補償が受けられることで、就労意欲の低下や会社への帰属意識の希薄化などの問題が引き起こされています。手厚い雇用調整助成金の弊害と、今後の対応策について考察します。

### 雇用調整助成金の現状

雇用調整助成金は現在、「1日当たり上限 13,500 円、助成率 90%※」となっています。ただし、売上 30%以上減などの著しい影響を受けている企業については「1日当たり上限 15,000 円、助成率 100%※」で計算されるため、雇用調整助成金を申請する企業が「後から大部分が助成される前提」で休業手当を手厚く支給するインセンティブが働きます。(上記の特例は現段階で2021年11月末まで継続することが決定しています。)

※解雇がない場合

#### 現在の雇用調整助成金

休業手当の約80~90%以上

→ 企業が休業手当を満額支払うインセンティブが働く

### 就労意欲低下の問題

雇用調整助成金により休業手当の実質 80%~100%近くが補償される影響で、特に「働かずとも同等の賃金がもらえるアルバイト」の就労意欲の低下、モラルの低下が問題となっています。例えば、コロナ禍前に「週3日程度、変動シフト」の契約で勤務していたアルバイトについて満額の休業手当を支払い続けることで、「実際は週3回働く意思がないのに休業手当だけ受け取って

る状態」になったり、休業中に会社の許可なく他のアルバイトをしたりといった就労意欲上・モラル上の弊害が生まれています。

### 対策

就労意欲低下の問題に対しては、次のような対策が考えられます。

- 全休業とせず部分的に勤務シフトを入れて就労意欲が低下しないように配慮する
- 休業手当の補償率を下げ、就労した場合の金銭メリットを増やして就労を促す

### 休業手当引き下げの注意点

なお、休業手当の補償率を引き下げの場合、休業労使協定によって労使で合意する必要があります。下記の表の通り、休業手当の金額は計算方法によって随分違いますので、休業補償率を引き下げの場合も「急激に生活を脅かさない最適なライン」をよく検討しましょう。

月給 20 万円の場合の 1 日当たり休業手当額

| 補償率  | 所定労働日数基準※ | 平均賃金基準※       |
|------|-----------|---------------|
| 100% | 10,000 円  | 6,522 円       |
| 90%  | 8,000 円   | 5,870 円       |
| 80%  | 7,000 円   | 5,218 円       |
| 70%  | 6,000 円   | 4,566 円       |
| 60%  | 5,000 円   | 3,914 円(法定下限) |

※月所定労働日数 20 日、平均賃金計算期間の暦日数 92 日で計算

### 解雇の問題

雇用調整助成金で大部分の休業手当負担が補填されている現在、事業縮小による整理解雇はかなりハードルが高いと言われています。一方的な休業手当の縮小や解雇に安易に踏み切るのではなく、再就職先も見据えた丁寧な対応が求められるところです。

# 労働基準法

## 「減給の制裁」を知る

### はじめに

会社が従業員に対して減給の懲戒処分（ペナルティー）をする場合、労働基準法による制限を受けます。労基法第91条には次のように決められています。

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない

この条文を紐解くと、3つの重要な要素があります。

#### ①就業規則上の根拠

懲戒処分として減給をするためには、就業規則に「懲戒の一つとして減給があること」を定めておかなければなりません。そして「どんなことをした時に減給というペナルティーを受けるか」についても規定されている必要があります。さらに行為と罰が釣り合わないものは、たとえ就業規則に規定されていても認められない可能性があります。

#### ②1回の限度

一つの事案について、減給の限度は「平均賃金の半額まで」に制限されています。この「一つの事案」の数え方について、「遅刻1回=1つの事案」と数えることも可能ですが、就業規則に「1ヶ月の遅刻回数が3回以上になった場合は減給とする」と規定している場合は「3回遅刻して一事案」と数える必要があります。

なお、平均賃金は1日単位で計算され、減給対象となる事案が起きた月の直前3ヶ月の賃金総額をその期間の暦日数で割って求めます。例えば月給20万円の従業員の平均賃金はおよそ6,522円となるため、この場合の減給の1回の限度額は「6,522円×0.5=3,261円」となります。

遅刻や素行不良などの問題に対して会社が従業員に減給のペナルティーを与える場合、労働基準法上の制限を受けます。



月給20万円の場合

平均賃金約6,522円

減給制裁  
3,261円

なお、遅刻した時間分の賃金を差し引くことは通常この「減給の制裁」に当たらず、ノーワーク・ノーペイの原則により当然に差し引くことができると考えられているため、遅刻に対してのペナルティーは「不就労時間分の控除+減給の制裁金」とすることができます。

#### ③1ヶ月の限度

減給の制裁には1ヶ月の限度も定められています。1ヶ月のうちに複数回の問題行為があった場合でも、減給の制裁金は一賃金支払期における賃金総額の10分の1以内にしなければなりません。当月に控除しきれなかった制裁金については翌月以降に繰り越すことができます。

### 「罰金」と「減給の制裁」の違い

よく似た事例として「罰金」があります。例えば「ノルマ未達の場合は罰金〇〇円」や「〇ヶ月以内に退職したら研修費〇〇円を負担」などの罰金制度は、労働基準法第16条（損害賠償の予定）で禁止されています。

### 降格による減給との違い

例えば役職から外れたことにより役職手当がなくなるなど、降格に伴う給与の減額は一般に労働基準法第91条（減給の制裁）の規制を受けません。ただし、降格の根拠となる人事評価制度や賃金制度がきちんと周知され、実際に運用されていることが前提となります。能力不足や成績不良により給料を下げたい場合は、下げる根拠を説明できるように賃金制度を整備してください。

# 当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 代表よりあいさつ

10月も終わりです。月半ばから急に寒くなり、夏から冬になってしまったかのようで、秋がなかったような印象があります。個人的に秋に着るモノが極端に少ないため、その点では助かりました。ただ、寒いのが大嫌いなので、これから3月くらいまでは引きこもりたいと思います。若しくは、沖縄に住むとか。。

さて、今月でも取り上げた雇用調整助成金ですが、岸田首相が「3月までコロナ特例を延長する。」と表明しました。まだ正式に決定ではありませんが、まず延長で決定ということで間違いがないでしょう。ただし、今の給付水準で延長されるかという、そこはまだ不明です。

緊急事態宣言が解除されて以降、新規感染者数は、驚くほど減っております。このまま減少傾向で行くようだと給付水準給付基準・要件も見直しされる可能性が高いと思います。いずれにしても、11月中には決定され発表されることなので、待ちたいと思います。

まずは現状のまま、また現状よりさらに新規感染者数が少ない状態で年末年始を過ごしたいものです。国のせいばかりせず、第6波が来ないよう、一人一人が意識して気を付けることが大切と思います。

もうワクチンなど打たなくても良い世の中になれば良いのに、と思います。注射は嫌だし、副反応はもう二度と味わいたくないし。。

## スタッフダイアリー（小坂由希子）

先日、家族で富士見パノラマリゾートへ行きました。

長野県民はゴンドラが無料で乗れるとのことに乗ってみることに。

1歳になったばかりの娘もゴンドラに初挑戦！どんな反応をするのかな？と思っていたら…大泣きしました。

ゴンドラの揺れと、どんどん高くなる景色が怖かったようで、山頂につくまでの約5分間ずっと泣いていました。

山頂につくと、快晴だったこともありとてもきれいな八ヶ岳が見えました！

山頂に行ったからには下山しなければならず、怖がる娘を連れてまたゴンドラに乗車…

ヘトヘトに疲れたお出かけとなりました。

もう少し大きくなってから再挑戦してみようと思います(笑)

| 社会保険労務士法人諏訪労務管理センター |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 代表                  | 木村 孝昭                           |
| 所在地                 | 〒392-0022<br>長野県諏訪市高島 3-1201-90 |
| 営業時間                | 平日 8:30~17:20                   |
| 電話                  | 0266-52-2444                    |
| FAX                 | 0266-52-5244                    |
| メール                 | info-sharoushi@misawakaikai.jp  |



しゃろうし みやさかの  
ひとりごと

秋も深まって来ました。 - スーポ -

北海道にも毎日 暖かかく こ  
数日は風間 25℃ とかにあがって  
暑いくらいです。



あーあ. 小鍋に移して 冷蔵庫  
に入れおくべきだった。ツヨク。

近所の友は おでんを鍋いっぱい  
作って やはり 次の日 傷めたと

言っていました。

先日 肌寒い時があったので 網戸  
も閉めて 家の中を 温泉のホースに湯を  
流しはじめました。

60年も前 子どものときに 火田で  
大きなストーブで 牛糞を 広げていた時  
に 空から雪が 降ってきました。

土曜日(10%)に 孫たちが 花火を  
目に来るといので 朝から バター・タツの  
スープを作りました。

あれ〜 10月20日なのに もう雪がふったよ〜  
一生忘れたいよ〜 と 子どもたちが 思いました。

ミキサーにかける時間を ちよとだけ  
長くしたら すこい 旨めらかな スーポ  
が できました。

近頃は 温暖化で 冬でも雪が  
ふらなくばり。 去年は (1回も) 雪が 降りませんでした。

夕飯ほにすやかに スーポも おいしい  
と 首によろこばれました。

そのうちに 「昔は しろい雪って  
ものが ぶてね〜 スキー 行って ものを  
やめたもんだよ」 という ように  
ぼりは しないか、 心配しています。

翌朝 また 鍋に 半分ちかくの こんで  
いたので 温めて ひとりの ひとみたら  
もう 半分 酢、よく 混ぜていたです。

快適な 暮らしを 移る人は CO<sub>2</sub> を  
いっぱい 出して 温暖化の リスク  
を もろに 受けるのは 弱い人、老人、  
貧困国、 ほんとかしはくらね。

ヤバイ 味だす。 と思たら 娘が  
「これ が×じょん 捨てる!!」

だそう。